

秋田市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき秋田市指定給水装置工事事業者より事業の廃止の届出があったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第4号の規定により告示する。

令和4年10月6日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

事業者名	代表者	所在地	廃止年月日
リビングコンサル タントてど	手 戸 利 典	宮城県亶理郡亶理町 字上茨田140番地2	令和4年9月1日
積和建設東北株 式会社秋田事業 所	佐々木 裕 樹	秋田市御所野湯本四 丁目1番2号	令和4年9月8日